

長期総合計画、総合戦略について

1. 長期総合計画について

北広島町まちづくり基本条例（平成 29 年条例第 1 号）第 15 条第 1 項に定める、「基本構想やこれを具体化するための計画」であり、まちづくり総合委員会が、町長の諮問に応じて審議し、意見を具申するものです。

第 2 節 計画の構成・期間

本計画は、長期的展望に基づき、本町の現況及び将来予想される様々な課題に対して、町民生活の質の向上と豊かな社会の構築をめざすものです。

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成します。

基本構想

本町が今後実現すべき「めざすまちの将来像」を提示し、将来像の実現に向けた重点方針や人口目標、施策分野等の基本的な方向を示すもので、基本計画、実施計画の基礎となる構想です。

計画期間は平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年間とします。

基本計画

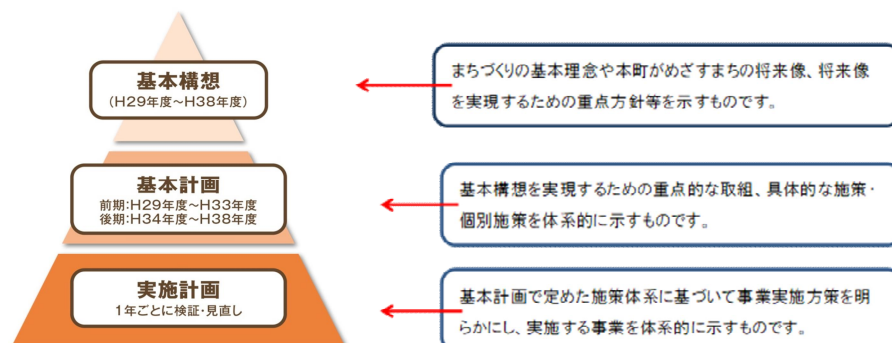
基本構想に掲げた将来像を具体化し、多岐にわたる施策・事業を展開していくため、各部門における具体的な諸施策や整備事業を体系的に計画するものです。

計画期間は平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年間を前期計画、平成 34 年度から平成 38 年度の 5 年間を後期計画とします。

実施計画

基本計画において定めた諸施策や整備事業を着実に推進するための具体的な事業内容と財政計画を示すもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

1 年ごとに検証・見直しを行います。



2. 総合戦略（地方版総合戦略）について

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に基づき、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正することを目的として、国及び県が策定した総合戦略を勘案しつつ、本町における人口の現状と今後の展望を示した「人口ビジョン」を踏まえて、北広島町長期総合計画と各分野個別計画との整合を図りながら、地方創生に向けた重点施策を取りまとめたものです。

平成27年度から令和元年度までの第1期北広島町総合戦略、令和2年度から令和6年度までの第2期北広島町総合戦略を経て、第3期北広島町総合戦略の計画期間は、令和7年度から令和8年度までの2年間となっています。

国において、令和7年6月に、「地方創生2.0基本構想」が閣議決定されました。

(参考)総合計画等に係る国・広島県・北広島町の経過

		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	
国		第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」					第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」									
												デジタル田園都市国家構想総合戦略				
												地方創生2.0(R7に策定予定)				
県		ひろしま未来チャレンジビジョン					安心誇り挑戦ひろしまビジョン（～R12）									
		第1期「広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」					第2期「広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」									
町		第1次北広島町 長期総合計画	第2次北広島町長期総合計画(前期)				第2次北広島町長期総合計画(後期)				第3次北広島町 長期総合計画 第4期北広島町 総合戦略					
		第1期北広島町総合戦略				第2期北広島町総合戦略				第3期北広島町 総合戦略						